

(第1片)

(表)

年 月 日

福井県知事 様

管理者住所

管理者氏名

㊟

診 療 用 放 射 線 照 射 装 置 備 付 届

下記のとおり診療用放射線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項および医療法施行規則第26条の規定により届け出ます。

記

病 院  診療所	名 称		
	所 在 地	電話番号 ( )	
装 置 に 関 す る 事 項	製 作 者 名		
	型 式 お よ び 個 数		
	装 備 す る 放 射 性 同 位 元 素 の 種 類		
	装 備 す る 放 射 性 同 位 元 素 の 数 量 (ベクレル)		
	用 途		
放 射 線 診 療 に 従 事 す る 医 師、 歯 科 医 師 お よ び 診 療 放 射 線 技 師 の 氏 名 お よ び 経 歴	氏 名	職 種	放 射 線 診 療 に 関 す る 経 歴
予 定 使 用 開 始 時 期	年 月 日		

(裏)

装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	放射線源収納容器の漏えい 放射線70マイクログレイ/時 (線源から1メートル)		以下 ・ 超える	
	二次電子ろ過板		有 ・ 無	
	照射口開閉用遠隔操作装置		有 ・ 無	
	放射線発生時の自動表示装置		有 ・ 無	
	インターロック装置		有 ・ 無	
	エックス線装置の併設		有 ・ 無	
使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用室名			
	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料	
	使用室の防護物の概要	遮へい物 遮へい物を設ける場所		構造、材料、厚さ
		天井		
	周囲の画壁等	床		
		壁		
		出入口の扉		
	操作室		有 ・ 無 ( )	
	監視用モニター等		有 ・ 無	
	出入口の数		通常出入口 箇所 非常口 箇所	
	使用室の標識		有 ・ 無	

治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料		
	遮へい物 遮へい物を設ける場所		構造、材料、厚さ		
	治療病室の防護物の概要	天井			
		床			
		周囲の画壁等	壁		
			出入口の扉		
			その他の開口部		
		出入口の数		通常出入口 箇所 非常口 箇所	
治療病室の標識		有 ・ 無			
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱 ・ その他 ( )		
	貯蔵室または貯蔵箱の場所 a		別添図面のとおり		
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート ・ 金庫 ・ その他 ( )		
	貯蔵施設の遮へい材料				
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数		通常出入口 箇所 非常口 箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸		有 ・ 無	
		閉鎖設備		かぎ ・ その他 ( )	
	貯蔵箱の閉鎖設備		有 ・ 無		
	貯蔵容器の遮へい材料				
	貯蔵物の種類および数量の表示		有 ・ 無		
	貯蔵設備の標識		有 ・ 無		

(裏)

運搬容器 の放射線 障害防止 に関する 構造設備 の概要	容 器 の 構 造		
	貯蔵物の種類および数量の表示		有 ・ 無
	容 器 の 標 識		有 ・ 無
使用室の 放射線 障害の 防止に 関する 予防 措置の 概要	放射線障害防止に必要な注意 事項の掲示(患者用・従事者用)		有 ・ 無
	出入口の使用自動表示		有 ・ 無
	画壁等外側の実効線量が1ミリシー ベルト/週以下となる措置		有 ・ 無
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
		境界における実効線量が 1.3ミリシーベルト/3月以 下となる措置	有 ・ 無
		立 入 制 限 措 置	有 ・ 無
		標 識	有 ・ 無
	敷 地 の 境 界 等	敷地内居住区域および境界 における実効線量が250マ イクロシーベルト/3月以 下となる措置	有 ・ 無
		入院患者(診療により被ば くする放射線を除く)の実 効線量が1.3ミリシーベル ト/3月以下となる措置	有 ・ 無
	そ の 他	取扱者の被ばく測定器	

## 注意事項

- 1 当備付届は、装置を備える前に、あらかじめ届け出ること。
- 2 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師または診療放射線技師の免許登録番号および年月日を記入すること。
- 3 隣接室名、上階および下階の室名ならびに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室、治療病室および貯蔵室の平面図および側面図を添付すること。
- 4 診療用放射線照射装置使用室、治療病室および貯蔵室の図面は、その各室ごとに照射方向、線源の中心から天井、床および周囲の画壁の外側までの距離(メートル)ならびに防護物の材料および厚さを記入した見やすい縮図とすること。
- 5 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 6 漏えい放射線測定結果報告書の写しを添付すること。
- 7 装置の性能等を記した仕様書またはカタログ等を添付すること。